

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	標津町 国民健康保険税管理事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

標津町は本事務に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

標津町長

## 公表日

平成27年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険管理事務
②事務の概要	国民健康保険税の課税計算・期割計算・納税通知書の発付等課税・賦課管理等を行い、記載の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	国民健康保険システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	個人番号法第9条第1項 別表第一第30項 ・ 国民健康保険法第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	個人番号法第18条第7項別表第二27,42,44の項 ・ 国民健康保険法第2条等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長	住民生活課 猪股 浩
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	標津町役場総務課 0153-82-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	標津町役場総務課 0153-82-2131

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

